

国土動指第43号
令和元年9月13日

各地方支分部局主管部長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

「賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について」の一部改正について

「賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する告示」(令和元年国土交通省告示第545号)を令和元年9月13日に公布し、令和元年9月14日より施行する。

これに伴い、「賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について」(平成23年10月25日国土動指第48号)を別添のように改正し、令和元年9月14日から施行する。

運用にあたって、遺漏のないよう取り計らわれない。